

大治町防犯カメラ等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大治町防犯カメラ等設置費補助金（以下「補助金」という。）は、犯罪のないまちづくりを推進し、町民が安全で安心して生活できる地域社会を実現するため、防犯カメラ等の設置に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、大治町補助金等交付規則（平成9年大治町規則第6号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ等 犯罪の予防を目的として、特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置であつて、録画装置を備えるもの及びカメラを設置している旨を表示する看板をいう。
- (2) 公共の場所 道路、公園、広場等の不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所をいう。
- (3) 分譲マンション 大治町内に所在する戸数が4戸以上の分譲マンションをいう。
- (4) 賃貸共同住宅 大治町内に所在する戸数が4戸以上の賃貸共同住宅（社宅、寮等を除く。）をいう。
- (5) 駐車場 次の要件のいずれも満たす駐車場をいう。
 - ア 大治町内に所在すること。
 - イ 分譲マンション若しくは賃貸共同住宅の駐車場又は貸し駐車場であること。
 - ウ 4台以上の自動車が駐車可能であること。
- (6) 総代及び地区総代
大治町総代及び地区総代に関する規則（平成元年規則第8号）第1条に規定する総代及び地区総代をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 分譲マンションの管理組合

(2) 賃貸共同住宅の所有者

(3) 駐車場の所有者

(4) 総代及び地区総代

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する構成員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するとき。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 第3条第1項第1号から第3号までの補助対象者が、防犯カメラ等を購入し、分譲マンション、賃貸共同住宅の共用部分等や駐車場に設置する事業

(2) 第3条第1項第4号の補助対象者が、当該自治組織の承認を受けて防犯カメラ等を購入し、管轄する公共的な施設に設置する事業

2 補助金の交付の申請は、補助対象者につき同一年度内に1回限りとする。また、同一敷地内への補助は、補助対象者につき1回限りとする。

（補助の条件）

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けるために、次に掲げる条件を備えていなければならない。

(1) 第3条第1項第1号から第3号までの補助対象者は、防犯カメラ等の設置について、入居者又は駐車場利用者の同意を得ていること。防犯カメラ等の設置後に入居する者又は駐車場を利用する者に対しても同様とする。

(2) 第3条第1項第4号の補助対象者は、防犯カメラ等の設置について、当該自治組織の承認を得ていること。

(3) 住居の全部又は一部が防犯カメラの撮影対象範囲に入る住民、その他の関係者の同意を得ていること。防犯カメラ等の設置後に居住する住民、その他の関係者に対しても同様とする。

(4) 防犯カメラ等の設置区域内の見えやすい場所に、防犯カメラを設置している旨及び設置者の名称を表示すること。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラ等を設置するために必要な経費とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 防犯カメラ等の維持又は管理に要する費用
 - (2) 地代及び占用料
 - (3) 防犯カメラ等の操作指導料
 - (4) 既存の設備の撤去に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助対象経費として不適当と認めるもの
- (補助金額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、17万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) プライバシー保護誓約書（様式第2号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費が分かる見積書の写し
- (4) 設置する防犯カメラ等の概要が分かる図面、カタログ等
- (5) 防犯カメラ等の設置場所の現況写真及び付近見取図
- (6) 防犯カメラ等を駐車場に設置する場合は、自動車の収容台数が確認できる書類
- (7) 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図又は撮影対象区域を撮影した写真
- (8) 住居等の全部又は一部が防犯カメラの撮影対象範囲に入る住民等の同意書の写し
- (9) 第3条第1項第4号の補助対象者は、防犯カメラ等を設置することについて自治組織の承認を受けたことがわかる書類（役員会議事録の写し等）
- (10) 防犯カメラ等の設置及び運用要領
- (11) 防犯カメラ等の管理責任者及び取扱者の指定に関する書類
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地を調査し、その結果を補助金交付決定通知書(様式第4号)又は補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、前項の補助金の交付決定に条件を付することができる。

(遵守事項)

第10条 補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「設置者」という。)は、補助対象事業を実施しようとするときは、愛知県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(平成25年3月27日策定)」を遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 地域の防犯カメラとして機能するよう、撮影範囲の概ね3分の1以上が公共の場所となるように努めること。

(2) 防犯カメラ等の設置した日から起算して5年間は、その利用を継続すること。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(3) インターネットを利用した防犯カメラ(ネットワークカメラ)の運用にあたっては、初期設定パスワードを確実に変更し、適時、適切に更新する等、万全なセキュリティ対策を講ずること。

(計画変更)

第11条 申請者が第9条第3項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた後において、当該補助事業の内容を変更しようとする場合は、直ちに補助金計画変更承認申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更内容が明記された書類及び変更内容についての資料

(2) 交付決定通知書又は直近の補助金計画変更承認決定通知書(様式第7号)の原本

2 町長は、前項の規定により補助事業の計画変更承認の申請があったときは、変更内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

3 町長が、第1項の承認をする場合は、補助金計画変更承認決定通知書(様式第

7号)によるものとする。

(実績報告)

第12条 設置者は、補助事業が完了したときは、完了した日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ等の購入、設置等に係る領収書の写し
- (2) 防犯カメラ等の設置箇所図及び写真
- (3) 設置した防犯カメラにより撮影された画像を印刷したもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、交付すべき補助金の額の確定をした場合は、その旨を書面(様式第9号)により設置者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 設置者は、前条の通知を受理したときは、補助金請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助金請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第15条 町長は、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、設置者に通知するものとする。

(補助金の返還請求)

第16条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金返還通知書(様式第12号)によりその返還を請求するものとする。

(状況報告等)

第17条 町長は、必要に応じて、設置者から補助事業の遂行の状況に関し報告を

求め、又は職員に補助事業の実地検査をさせることができる。

(維持管理等)

第18条 設置者は、補助事業により取得した財産について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効果的運用を図らなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年3月1日から施行する。